

## <証券取引等監視委員会からの情報提供のお願い>

- 証券取引等監視委員会は、市場の公正性・透明性の確保と投資者保護を使命として市場監視に取り組んでいます。当委員会では、市場において不正が疑われる情報や投資者保護上問題があると思われる情報を幅広く受け付け、市場監視や金融商品取引業者等のモニタリングに活用しています。

行政書士の皆さま方におかれましては、不公正取引に関する情報、金融商品取引業者等の法令違反行為や内部管理態勢等に懸念がある情報を入手された際は、当委員会の情報受付窓口までお寄せいただきますようご協力をお願いいたします。

### <証券取引等監視委員会情報受付>

電話番号: 0570-00-3581 (ナビダイヤル)

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/index.html>

- なお、悪質な業者が運用・販売するファンドによる投資者被害が発生しています。金融庁では、適格機関投資家等特例業者(※)について、投資者への注意喚起として「連絡が取れない届出者リスト」や「問題があると認められた届出者リスト」等をHPに掲載しておりますので、ご参照のうえ、これらの適格機関投資家等特例業者にかかる情報についても、入手された際は上記窓口までご連絡をお願い致します。

### <適格機関投資家等特例業者一覧>

<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/tokurei.html>



(HP 掲載例)





### 適格機関投資家等特例業者等

適格機関投資家等特例業者等は、下記 I~IV のリストのうち、いずれか一つに掲載されており、重複掲載はありません。なお、監督当局において、金融商品取引法第 63 条の 2 の規定に基づく廃止届又は解散届等を受理した届出者につきましては、全てのリストから削除しております。



#### I. 業務廃止命令を発出した届出者リスト

(PDF・Excel) (平成 28 年 10 月 31 日現在)



#### II. 連絡が取れない届出者リスト

(PDF・Excel) (平成 28 年 10 月 31 日現在)

#### III. 問題があると認められた届出者リスト

(PDF・Excel) (平成 28 年 10 月 31 日現在)

#### IV. 届出者リスト

(PDF・Excel) (平成 28 年 10 月 31 日現在)

(※) 通常、ファンド業務(ファンドの運用や販売業務)を行う場合には、金融商品取引法の厳格な登録が必要ですが、適格機関投資家等特例業者(いわゆるプロ向けファンド業者)は、金融商品取引法第 63 条に基づく届出のみでファンド業務を行うことができ、基本的にはいわゆるプロ投資家を相手に業務を行う者です。

なお、問題が認められた届出者等以外であっても、金融庁(財務局)が届出を受理したことをもって、金融庁(財務局)が適格機関投資家等特例業者の信頼性を保障するものではありません。